

諸外国における公道実証実験に関するガイドライン等に記載されている主な事項

文書名称	The Pathway to Driverless Cars : A Code of Practice for testing	Preliminary Statement of Policy Concerning Automated Vehicles	① 2015 VEHICLE CODE ② Order to Adopt	DRIVERLESS CARS and the REGULATORY FRAMEWORK Recommendations for trials and tests on open public roads	
発行機関	Department for Transport (イギリス)	National Highway Traffic Safety Administration (アメリカ)	カリフォルニア州	International Automobile Federation (FIA)	
発行日	2015年6月	2013年5月30日	①2013年1月1日施行 / ②2014年9月16日施行	2015年9月	
実験計画等の届出、連絡	・現地救急隊との契約の推奨 ・現地警察に対する車両ナンバー提供の推奨	実験計画の州政府への提出	申請書の州政府への提出及び当局による許可	実験実施場所、実験車両等に係る関係者との事前協議	
実験施設等における 事前実験の実施	構内実験の実施及びその記録の保存	・事故なく公道外を一定距離を走行したことの証明の 提出 ・過去の実験データの提出	想定される条件下での実験により安全性の確認	-	
実験運転者の 要件	資格要件	・システムの能力や制約への精通 ・適切な免許の保有、数年の運転経験の推奨 ・リスク運転者の排除	自動走行車の運転を認める特記のある免許の保有	・適切な免許の保有、3年間の保有期間 ・リスク運転者の排除 ・製造業者による適格性の証明、車両運用権限の付与 ・当局が発行した試験車両操作者許可証の保有	適切な免許の保有、最低限の運転経験
	訓練要件	・実験団体による訓練の実施 ・危険時やオーバーライド時の適切な行動に関する 訓練の実施	・安全制御試験の通過、訓練講座修了の認証又は一 定時間走行制御したことの認証 ・操作・制限に対する理解、制御回復方法に関する知 識を含む訓練講座	技術指導、自己防御訓練等を含む訓練の実施	技術限界等の車両技術に関する知識を含む訓練の 実施
	走行中の 運転者の状態	・車両の常時監視、オーバーライド可能な状態 ・通常の運転にふさわしい視線の維持	・運転席への運転者の乗車 ・迅速かつ容易にオーバーライド可能な準備	・運転席への運転者の乗車 ・作動状況の能動的監視、迅速かつ容易なオーバーライド可 能な状態	・運転席への運転者の乗車 ・オーバーライド可能な状態
公道実証実験における 走行場所等の限定	-	適切な走行道路の制限	-	-	
自動走行システムの運転者との 関係に関する技術要件	・明確な表示(自動モード/手動モード) ・迅速かつ容易なオーバーライド可能 ・必要時にはオーバーライドを要するとの表示	・迅速かつ容易なオーバーライド可能 ・オーバーライドを求める場合の警告 ・システム故障・機能低下の検知、警告	・迅速かつ容易なオーバーライド可能 ・オーバーライドを求める場合の警告	迅速かつ容易なオーバーライド可能	
実験中の車両に係る データの記録・保存	情報記録装置の設置	・システム故障等の発生、センサーから得る全ての情 報の記録 ・EDRデータの州政府への提出	・事故前からのセンサーデータの記録・保存 ・自律状態解除に係るデータの保存	-	
保険加入	適切な保険への加入	-	保険への加入(総計500万ドル)	-	
事件事例報告・ システム故障事例報告	事故時情報の保存及び求めに応じた関係当局へ の提供	事件事例、システム故障事例等の情報の提出	事故報告・年次報告書の提出(自律状態解除事例等)	車両により収集された事故時データの関係当局への 提供	
その他	・適切なサイバーセキュリティ ・個人情報の適切な利用・保管等	実験以外の目的での走行禁止の推奨	保険以外の損害賠償対応能力の証拠提出義務	個人情報保護ルールの遵守	